

2020年1月28日

会員 藤本一郎 殿

公開質問状（法曹養成関係）に対する回答

山岸良太

2020年1月20日付けでいただいた標記公開質問状に下記の通りお答えします。この問題に関心を持っていただき、またご質問いただいたことに感謝申し上げます。

質問（1）当面5年程度の司法試験合格者数について

現時点で具体的な人数を示すことは適切ではないと考えています。

日弁連の2012年3月15日の法曹人口政策に関する提言では、「司法試験合格者数をまず1500人にまで減員し、更なる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処していくべきである。」とされており、2016年3月11日の臨時総会「法曹養成制度改革の確実な実現のために力をあわせて取り組む決議」もこの方針を踏まえて決議されています。ご承知の通り、司法試験合格者数は、2016年1583名、2017年1543名、2018年1525名、2019年1502名と推移しており、「まず1500人まで減員」はほぼ達成されていると言ってよいでしょう。

今後の司法試験合格者数の更なる減員については、私も上記提言及び決議で定めた方針に則り、法曹養成制度改革や現実の法的需要の状況等を検証したうえで、提案すべきものであると考えています。検証に際しては、日本の総人口が今後急速な減少に転じることも考慮に入れなければならないと考えています。

検証せずに1000人あるいは700人（さらには合格者ゼロ）という考え方も示されていますが、そのようなメッセージを日弁連が社会に発することは、弁護士の未来に後ろ向きなメッセージになり、法曹志望者の希望を失わせかねないことを危惧します。将来についての会員の不安については、検証を経ずして大幅な減員を言うのではなく、更なる減員についての検証をきちんとやり、他方で、弁護士の活動基盤としての人権、法の支配を維持し、民事司法改革と業務拡大により弁護士の使命を果たし続けられるようにして、弁護士の明るい未来を拓くことによって対処することしかないと考えています。

質問（2）当面5年程度の法曹養成制度について

法曹志望者を惑わせる制度いじりではなく、彼らの心理的・時間的・経済的不安の解消、未修者を含めて法科大学院でしっかり法曹養成教育を受けられるというメッセージも重要です。

2015年6月30日の政府の法曹養成制度改革推進会議決定に基づき、法科大学院を含む法曹養成制度改革の取組みがなされ、最近では法学部と法科大学院の連携、法曹資格取得までの期間短縮（いわゆる「3+2」や法科大学院在学

中の司法試験受験を可能にすることなど)が検討されてきました。一部(司法試験受験時期等)は現在も検討中です。これら諸改革については、賛否さまざまな議論があったことも承知していますが、日弁連も関与してきたこれらの諸改革の趣旨が十分に達成され、また懸念された弊害が現実化しないよう、制度の細かな詰めとその実施を注意深く見守り、また適時に意見を出していくことが必要です。

具体的には、法曹資格取得までの時間的・経済的・心理的負担を軽減するということは、法曹志望者の増加のために重要な課題であり、その観点からの改革については積極的に評価すべきであると考えています。他方、多様なバックグラウンドを持つ者を法曹の道に迎え入れるという法科大学院制度の理念は今後も堅持すべきであり、上記諸改革によって、法学部以外からの法科大学院進学者(未修者)の教育に注ぐ力が削がれないようにする必要があり、未修者教育の充実を併せてはかかっていかなければならないと考えています。また、法科大学院在学中受験を可能にすることによっていわゆるギャップタームをなくすという方向性には賛成ですが、試験実施時期によっては法科大学院最終学年のカリキュラムに影響を及ぼすことになるので、法科大学院教育の課程を不当にゆがめることのないよう、実施時期の決定にあたっては慎重な検討が必要であると考えます。なお、司法試験実施時期が前倒しされることにより、司法修習の開始時期も変わることになりますが、それによって司法修習の充実が損なわれることがないよう留意する必要があります。

質問(3) 法曹の将来像を見据えた重点的課題2つ

第一の重点課題は、人権、社会正義、法の支配という立憲主義を堅持して、弁護士が使命を果たし、頼りがいのある活動を将来も誇りを持ってできることが重要であり、そのために、第二の重点課題として、民事司法改革と新規業務の拡大により弁護士の業務基盤を確立することを目指します。

第二の重点課題について、具体的には、①民事司法改革(訴訟制度の改革、提訴手数料の低・定額化、裁判所の人的物的基盤整備、損害賠償制度・運用の改革など)により「司法の利用率」を上げて、人口減少に打ち克って訴訟等の利用件数を増加させるとともに、②法テラス民事法律扶助を償還制から給付制に転換させること(養育費を突破口にします)、弁護士費用保険をさらに拡充すること等で、費用面で民事司法へのアクセスの抜本的改善をはかります。また、③IT関連事件、改正が頻繁な労働法や会社法関係の事件、国際的要素を含む案件、AIやバイオテクノロジーなど新しい技術分野の案件など、若手が手掛けやすい新規業務拡大を後押しします。研修(研修の方法もITを使ってどこでも受講できるよう工夫します)や先進的実践を行っている事務所でのOJTの推進など、具体的な取組みを進めます。

これらの取組みによって、弁護士の未来の展望を開きます。

以上